行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	農地整備課	整理番号	2-9
処分の種類	目的外用途使用者等の特別徴収金の徴収				
根拠法令条例等 ・条項	土地改良法第90条の2第4項				
処分の概要	国営土地改良 徴収(申請により	事業で予定した農 らない事業の場合	地が目的外用途()	こ供されるときの	、特別徴収金の
処分基準(未設理由)	未設定(基準に	は条例制定により	定められるが、頻難なため。)	型分の先例が無く	、法令等の定め
基準の制定根拠	_				